

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年2月1日（令和6年（行情）諮問第103号ないし同第106号）

答申日：令和7年7月25日（令和7年度（行情）答申第209号ないし同第212号）

事件名：「装備品等研究開発要求等に係る研究「極超音速誘導弾」研究成果（最終）について（報告）」等の一部開示決定に関する件
「装備品等研究開発要求等に係る研究「極超音速誘導弾」研究成果（最終）について（報告）」等に該当する文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書の一部開示決定に関する件
「装備品等研究開発要求等に係る研究「極超音速誘導弾」研究成果（最終）について（報告）」等に該当する文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書の一部開示決定に関する件
「装備品等研究開発要求等に係る研究「極超音速誘導弾」研究成果（最終）について（報告）」等に該当する文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書12」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定は、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和4年10月28日付け防官文第20468号、令和5年1月10日付け同第237号、同年3月17日付け同第5603号及び同年10月27日付け同第22301号ないし同第22304号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分7」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

(1) 審査請求書1（原処分1について）

ア 文書の特定が不十分である。

- (ア) 国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）【別紙1（略）】である。
- (イ) 国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）は、「スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定させる必要がある」（20頁）と定めている。
- (ウ) (ア) 及び (イ) の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。
- (エ) 本件開示決定では具体的な電磁的記録形式が特定されず、また開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示されていないのは、国の指針に反するものであるから、改めてその特定及び教示が行われるべきである。
- イ 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。
本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報（別紙2（略）で説明されているもの）及びプロパティ情報（別紙3（略）で説明されているもの）が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。
- ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。
平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。
これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。
本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。
なお本件申立て時には開示実施を受けていないが、過去の例から処分庁の開示の実施が申立可能期間を過ぎた後に行われる場合があるので、事前に申し立てる次第である。
- エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日

付け防官文第4639号)についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体が特定されなかったものについては、その特定を求めるものである。

カ 全体の決定が見通せるような実質的な決定(いわばサンプル的な決定)をすることを求める。

平成24年度(行情)答申第365号及び第367号に従い「全体の決定が見通せるような実質的な決定(いわばサンプル的な決定)をすること」を求めるものである。

キ 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

(2) 審査請求書2(原処分2について)

ア 電磁的記録についても特定を求める。

本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。

イ 全体の決定が見通せるような実質的な決定(いわばサンプル的な決定)をすることを求める。

平成24年度(行情)答申第365号及び同第367号が指摘するように、請求に係る行政文書のごく一部について決定し、実質的な判断を先送りすることは望ましくないので、サンプル的な決定を行うべきである。

ウ 開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

(3) 審査請求書3(原処分3について)

ア及びイ 上記(2)ア及びイと同旨。

ウ 上記(1)キと同旨。

(4) 審査請求書4(原処分4ないし原処分7について)

ア及びイ 上記(1)ア及びイと同旨。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度(行情)答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起り得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 上記（１）エと同旨。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

キ 紙媒体及び電磁的記録それぞれについても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体及び電磁的記録が特定されなかったものについては、それぞれその特定を求めるものである。

ク 上記（１）キと同旨。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

（１）原処分1及び原処分4について

本件開示請求は、別紙の1（1）に掲げる文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書1ないし文書12を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和4年10月28日付け防官文第20468号により、文書1について、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分1）

を行った後、令和5年10月27日付け同第22301号により、文書2ないし文書12について、法5条3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分4）を行った。

本件審査請求は、原処分1及び原処分4に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分1に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年3か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) 原処分2及び原処分5について

本件開示請求は、別紙の1(2)に掲げる文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書2ないし文書12を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年1月10日付け防官文第237号により、文書12のかがみについて、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分2）を行った後、同年10月27日付け同第22302号により、文書2ないし文書12（文書12のかがみを除く。）について、法5条3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分5）を行った。

本件審査請求は、原処分2及び原処分5に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

(3) 原処分3及び原処分6について

本件開示請求は、別紙の1(3)に掲げる文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書2ないし文書12（文書12のかがみを除く。）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年3月17日付け防官文第5603号により、文書12の配布区分表について、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分3）を行った後、同年10月27日付け同第22303号により、文書2ないし文書12（文書12のかがみ及び配布区分表を除く。）について、法5条3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分6）を行った。

本件審査請求は、原処分3及び原処分6に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

(4) 原処分7について

本件開示請求は、別紙の1(4)に掲げる文書の開示を求めるもので

あり、これに該当する行政文書として、文書2ないし文書12（文書12のかがみ及び配布区分表を除く。）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年5月29日付け防官文第11514号により、文書9のかがみについて、法9条1項に基づく開示決定処分を行った後、同年10月27日付け同第22304号により、文書2ないし文書12（文書9のかがみ並びに文書12のかがみ及び配布区分表を除く。）について、法5条3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分7）を行った。

本件審査請求は、原処分7に対して提起されたものである。

2 法5条該当性について

原処分4ないし原処分7において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) 原処分1及び原処分4について

ア 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」として、電磁的記録形式の特定及び教示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し教示することはしていない。

イ 審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」とともに、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

エ 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」及び「紙媒体及び電磁的記録それぞれについても特定を求める」としているが、本件対象文書はそれぞれ紙媒体で管理されている行政文書及び電磁的記録で管理されている行政文書を特定しており、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

オ 審査請求人は、「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわ

ばサンプル的な決定) をすることを求める」としているが、本件開示請求に係る行政文書は、法5条に規定する不開示情報を含む可能性があり、開示・不開示の判断の検討及び関係部局との調整に時間を要し、法所定の期間内に、開示請求に係る文書の全てについて開示・不開示の決定を行うこととした場合、他の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため法11条を適用することとし、その上で、本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分として、原処分1を行ったものである。

カ 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて、諮問すべき事項にあたらぬ。

キ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分4においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

ク 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分4において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。

ケ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

(2) 原処分2及び原処分5について

上記(1)と同旨(ただし、「原処分1」とあるのは「原処分2」、「原処分4」とあるのは「原処分5」と読み替える。)

(3) 原処分3及び原処分6について

上記(1)と同旨(ただし、「原処分1」とあるのは「原処分3」、「原処分4」とあるのは「原処分6」と読み替える。)

(4) 原処分7について

アないしオ 上記(1)アないしウ、キ及びクと同旨(ただし、「原処分4」とあるのは「原処分7」と読み替える。)

カ 審査請求人は、「紙媒体及び電磁的記録それぞれについても特定を求める」としているが、本件対象文書はそれぞれ紙媒体で管理されている行政文書及び電磁的記録で管理されている行政文書を特定しており、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

キ及びク 上記(1)カ及びケと同旨。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和6年2月1日 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第103号ないし同第106号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年3月8日 審議（同上）
- ④ 令和7年7月17日 令和6年（行情）諮問第103号ないし同第106号の併合、本件対象文書の見分及び審議（同上）

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の不開示部分の不開示情報該当性について検討する。なお、本件において、諮問庁は原処分1ないし原処分3に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 法5条3号該当性について

別表の番号1ないし9及び11に掲げる不開示部分には、防衛省・自衛隊の防衛力の整備及び運用に資するための諸研究に関する情報が具体的かつ詳細に記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、我が国の防衛体制・態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 法5条6号柱書き該当性について

別表の番号2、4、6、8及び10に掲げる不開示部分には、内線番号が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当であ

る。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、不開示とされた部分は、同条3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

- (1) 「新装備品等研究開発要求等に係る研究『極超音速誘導弾』研究成果（最終）について（研定第3号）」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。
- (2) 「新装備品等研究開発要求等に係る研究『極超音速誘導弾』研究成果（最終）について（研定第3号）」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第20468号（2022. 8. 30－本本B954）で残りの部分とされた全て。
- (3) 「新装備品等研究開発要求等に係る研究『極超音速誘導弾』研究成果（最終）について（研定第3号）」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第237号（2022. 11. 8－本本B1892）で残りの部分とされた全て。
- (4) 「新装備品等研究開発要求等に係る研究『極超音速誘導弾』研究成果（最終）について（研定第3号）」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第5603号（2023. 1. 17－本本B2401）で残りの部分とされた全て、及び当該請求（2023. 1. 17－本本B2401）の後に綴られた文書の全て。

2 本件対象文書

- (1) 上記1（1）の開示請求の対象として特定された文書
 - 文書1 装備品等研究開発要求等に係る研究「極超音速誘導弾」研究成果（最終）について（報告）（教訓研本研第74号。令和2年1月13日）（別添を除く。）
 - 文書2 陸幕命題「期待性能案等研究」に係る本部長報告（中間）について（令和2年7月10日）研究部
 - 文書3 02G－GRANDに係る中間報告（令和2年7月28日）富士学校特科部
 - 文書4 「装備品等研究開発要求等に係る研究」の本部長報告（中間）の実施要領について（令和2年8月5日）研究部
 - 文書5 （本部長呈覧資料）陸幕命題「装備品等研究開発要求等に係る研究」に関する本部長報告（中間）について（令和2年9月2日）研究部
 - 文書6 （副本部長呈覧資料）陸幕命題「装備品等研究開発要求等に係る研究」に関する本部長報告（中間）について（令和2年9月2日）研究部
 - 文書7 陸幕命題「装備品等研究開発要求等に係る研究」本部長報告

- (終了) について (令和2年10月5日) 研究部
- 文書8 「装備品等研究開発要求等に係る研究」終了報告における本部長指導事項の反映に関する本部長報告の結果について (令和2年11月10日) 第2研究室
- 文書9 装備品等研究開発要求等に係る研究「極超音速誘導弾」研究成果(最終)について(報告) (教訓研本研第74号。令和2年11月13日) 別添
- 文書10 (本部長呈覧資料) 陸幕命題「装備品等研究開発要求等に係る研究」に関する本部長報告(終了)について (令和2年11月19日) 研究部
- 文書11 (副本部長呈覧資料) 陸幕命題「装備品等研究開発要求等に係る研究」に関する本部長報告(終了)について (令和2年11月19日) 研究部
- 文書12 装備品等研究開発要求等に係る研究「極超音速誘導弾」研究成果(最終)について(報告) (教訓研本研第83号。令和2年12月21日) (別添別冊を除く。)
- (2) 上記1(2)の開示請求の対象として特定された文書
文書2ないし文書12
- (3) 上記1(3)の開示請求の対象として特定された文書
文書2ないし文書12 (文書12のかがみを除く。)
- (4) 上記1(4)の開示請求の対象として特定された文書
文書2ないし文書12 (文書12のかがみ及び配布区分表を除く。)

別表

番号	本件対象 文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 2	1 枚目ないし 1 6 枚目のそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の防衛力の整備及び運用に資するための諸研究に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の防衛体制・態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	文書 3	2 枚目ないし 4 9 枚目のそれぞれ一部	
2	文書 4	1 枚目の一部	防衛省・自衛隊の防衛力の整備及び運用に資するための諸研究に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の防衛体制・態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 3 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
3		2 枚目ないし 6 枚目のそれぞれ一部	

			省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
4	文書5及び文書6	1枚目の一部	防衛省・自衛隊の防衛力の整備及び運用に資するための諸研究に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の防衛体制・態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるととも、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
5		2枚目ないし12枚目及び14枚目ないし22枚目のそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の防衛力の整備及び運用に資するための諸研究に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の防衛体制・態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書7	1枚目ないし13枚目及び15枚目ないし20枚目のそれぞれ一部	
	文書8	1枚目の一部	
	文書9	2枚目ないし7枚目、10枚目ないし24枚目、26枚目ないし34枚目、36枚目及び38枚目のそれぞれ一部	
6	文書10	1枚目の一部	防衛省・自衛隊の防衛力の整備

			及び運用に資するための諸研究に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の防衛体制・態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
7		2枚目ないし39枚目のそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の防衛力の整備及び運用に資するための諸研究に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の防衛体制・態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
8	文書11	1枚目及び83枚目のそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の防衛力の整備及び運用に資するための諸研究に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の防衛体制・態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、こ

			れを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
9		2枚目ないし20枚目、22枚目ないし24枚目、26枚目ないし32枚目、34枚目ないし52枚目、54枚目ないし70枚目、72枚目ないし82枚目、84枚目ないし91枚目、93枚目ないし95枚目、97枚目ないし103枚目、105枚目ないし118枚目及び120枚目ないし137枚目のそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の防衛力の整備及び運用に資するための諸研究に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の防衛体制・態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
10	文書12	1枚目の一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
11		8枚目ないし20枚目のそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の防衛力の整備及び運用に資するための諸研究に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の防衛体制・態勢が推察され、防衛

			省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
--	--	--	---